平成２１年（フ）第１１０４号
福岡市博多区古門戸町１番10号
破産者　株式会社美広社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８４４号
福岡市博多区博多駅前４丁目４番20号
破産者　株式会社ニッポークリエイト
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３５６号
佐賀県佐賀市駅南本町６番４号
破産者　株式会社さがの苑
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４１０号
佐賀市松原３丁目３番12号
破産者　呉服町名店街協同組合
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２号
岩手県奥州市水沢区真城字北野43番地９
破産者　有限会社松本内装
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２０年（フ）第５４９号
宮城県塩竈市北浜１丁目８番15号
破産者　株式会社県美化センター
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６３号
栃木県足利市借宿町73番地１
破産者　株式会社五十嵐建設
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５６号
栃木県足利市利保町１丁目40番地14
破産者　群馬キャリテック株式会社
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１６２号
栃木県足利市福富町1296番地の６
破産者　株式会社ユアーサポート
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第５１２号
埼玉県春日部市銚子口644番地４
破産者　株式会社トレンド
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
金沢市鳴和台345番地
破産者　株式会社旅行企画フェニックス
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８０号
三重県鈴鹿市三日市南１丁目１番36号　コーポ大清Ｃ号室、前住所三重県鈴鹿市阿古曽町15番15号
破産者　石井　彩子
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２４６４号
大阪府八尾市東本町３丁目９番33号
破産者　有限会社ホスピタルネットワークシステムズ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２４６７号
大阪府八尾市東本町３丁目９番33号
破産者　株式会社ＦＣＣ
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５８号
岡山県備前市日生町日生604番地２、開始決定時の住所岡山県備前市日生町寒河3353番地１
破産者　福島　靖正
1　決定年月日　平成22年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９２６号
千葉県習志野市東習志野６丁目19番12号
破産者　理研製油株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１０号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番７―106
破産者　有限会社ひとよし・一商会
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１号
富山市黒瀬707番地
破産者　有限会社プランテック
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０３号
長野県諏訪郡下諏訪町575番地１
破産者　有限会社カジュアル屋
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１０８号
愛知県安城市和泉町郷前５番地１
破産者　小林塗装工業株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第６６３号
愛媛県東温市見奈良585番地１
破産者　株式会社渡部土建
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４５号
福岡県直方市大字上頓野2104番地の１
破産者　藤丸建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部